

契約保証金

1. 概要

公共工事の請負契約締結に際し、請負人から発注者に納付されるもので、請負人の請負契約上の義務の履行を確保するために徴する担保です。

請負人が請負契約上の義務を履行しない場合に、その損害の賠償を容易にすることを目的にしており、請負人の債務不履行時には当該公共団体に帰属することとなります。

2. 対象

設計金額 5 0 0 万円以上の工事

3. 保証金の額

契約金額の 1 0 分の 1 に相当する金額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供

ただし、次の場合は免除することができます。（契約規程第 3 8 条）

- （1）契約の相手方が保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （2）契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第 1 0 0 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- （3）契約の相手方が、原則として過去 2 年間に企業団、国、他の地方公共団体その他の官公署と金額をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （4）法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- （5）物品を売り払う場合において、売却代金が即納されるとき。
- （6）前各号に定めるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。